

令和5年12月5日

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」における生殖不能要件を違憲とする最高裁決定を受けての会長談話

愛知県司法書士会
会長 細井久史

令和5年10月25日、最高裁大法廷において、性同一性障害者が戸籍上の性別を変更するには事実上生殖機能をなくす手術を受ける必要があるとする「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（以下、「特例法」という。）第3条第1項4号の規定（以下、「本件規定」という。）が、「全ての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とした憲法第13条に反し違憲であるとの決定（以下、「本決定」という。）がなされた。

当会は、国民の権利擁護を使命とする司法書士の立場から、性的少数者の権利擁護に関する取り組みを続けているところであるが、平成16年に本法律が施行されて以降19年が経過し、その間に世界保健機関のICDが改訂され性同一性障害が精神疾患とは異なるものに分類されることとなり医学的知見に変化が見られ、性同一性障害の治療として必ずしも生殖腺除去手術を含む性別適合手術を受けることを要しないとされることになり、またパートナーシップ制度、ファミリーシップ制度が広く採用されるようになるなど、性同一性障害者や性的少数者を取り巻く社会状況に変化があった。このように性的少数者に対する社会状況は変化しつつあるとはいえ、社会的基盤の整備は未だ不十分な状況であり、差別や偏見が根強く残っていることも否めない。よって、立法府がこの決定を受け速やかに法律改正に取り組み、誰もが生きやすい社会基盤の整備が進むことを期待する。

なお、特例法第3条第1項5号の「その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること」という、いわゆる外観要件の違憲性については原審での判断がなされていないという理由により差戻しとなった。この外観要件についても本決定に付された少数意見にもあるように、この要件を満たすには外性器を取り除く手術等を要し、身体への強度な侵襲性を有するものであることから、生殖不能要件と同様に違憲であるという判断がなされることを期待する。

当会では名古屋レインボープライドにおいて相談会を開催するなど、国民の権利を擁護する司法書士として性的少数者の権利擁護のためにどのような役割を果たせるかを模索し実践してきたところであるが、今後も性的少数者の権利擁護の取り組みを続けていく所存である。